第３号様式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| スポーツ協会事務局 | スポーツ協会総務課 | 回　　　議 |
| 常務理事 | 事務局長 | 課　　長 |  |
|  |  |  | 下記の理由で　受　理不受理　します。 |
|  |
| 所長 |  |  |
|  |  |
|  |
| 　　　　年　　月　　日　　印 |

|  |
| --- |
| （あて先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 指定管理者 公益財団法人浜松市スポーツ協会会長住所（所在地）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞（名称及び代表者）電話　　　　（　　　）**浜松市浜北総合体育館優先利用願**浜松市浜北総合体育館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第２条第２項により願い出ます。記 |
| 利　用　日　時 | 　　　　年　　月　　日（　）　　時　　分～　　月　　日（　）　　時　　分 |
| 利　用　施　設 | メインアリーナ（全・２/３・１/２・１/３）サブアリーナ（全・１/２）　会議室（第１・第２・第３）軽体操室　控室　放送室 |
| 利　用　目　的（行事の名称） |  |
| 利　用　内　容 | スポーツ ・ 文化ｲﾍﾞﾝﾄ ・ 集会 ・ ｽﾎﾟｰﾂ興行 ・ 展示、販売 ・ その他（　　　　　） |
| 利　用　人　員 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 優先利用を希望する理由 |  |
|  |
|  |
|  |

連絡責任者　住所　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　連 絡 先（自　宅）

　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（携帯電話）

**利用にあたり次のことを厳守いたします。**

１．優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。

２．メインアリーナ利用の場合は、優先利用許可後、２週間以内に予納金を納付します。

３．優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。

４．優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。

５．後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。

６．利用日の１箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。

７．利用当日の備付物品、空調、照明利用料につきましては、請求があり次第速やかにお支払いたします。

８．選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。